平成 26 年 11 月 7 日

第 12747 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

示

○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認

○県道の区域の変更

○県道の供用の開始

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(水 産 課) 1 1

(道路整備課) (同) 2

(砂 防 課) 2

○土地改良事業計画の変更認可公告

(農業基盤課)

(監理課) 3

○公共測量終了公告 正

○平成24.11.27第12548号中

3

3

告 示

石川県告示第506号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届 出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの54番地7

有限会社テイチ

羽咋郡志賀町西海風無レの4番1号地 坂本 睦夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海 久喜の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン 未満の漁船を使用して小型べにずわいかにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定に よる通知年月日

平成26年10月7日

石川県告示第507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年11月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正

财 始 友		ì	首	路		の	区	域		関係図面の
路線名	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
	金沢市別所町	丁子1看	番2地労	上から			旧	6.36 ~ 17.68	238. 2	個 出 上 士
1. 百.1. 洼水炉	金沢市別所町	丁ヲ98和	番10地分	上まで				6.36 ~ 17.68	238. 2	県 央 土 木 総合事務所
小原土清水線	及び 金沢市別所町	↑子1₹	番2地グ	たから			新	及び	及び	9 (2) 5 2 (0) 10 4
	金沢市別所町							$14.44 \sim 49.00$	395.0	維持管理課

石川県告示第508号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成26年11月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12747号

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
小原土清水線	金沢市別所町子1番2地先から 金沢市別所町ヲ98番10地先まで	平成 26年 11月 8日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第509号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急 傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 中山1号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線及び標柱8号と標柱1号を直線 で結んだ線により囲まれた区域

				標	柱	の	所	在	地	標柱番号
津幡町	中上	山ナ	2番1					X		1号
"	IJ	IJ	4番1	12番1合	併			(c		2号
IJ	IJ	IJ	IJ							3号
IJ	IJ	IJ	8番甲							4号
"	IJ	IJ	7番							5 号
IJ	IJ	IJ	5番甲	・5番乙合	併			2		6 号
"	IJ	IJ	11							7号
"	IJ	IJ	3番							8号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所 維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 鳥屋尾 2 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次直線で結んだ線及び標柱6号と標柱1号を直線 で結んだ線により囲まれた区域

	標	柱	の	所	在	地	標柱番号
津幡町鳥屋尾ソ11番							1号
"" ナ92番							2 号
〃 〃 〃 93番							3 号

0

JJ.	IJ	п п	4号
"	IJ	へ290番	5 号
"	IJ	ソ3番	6 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課、石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所 維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

> 告 公

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり 土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称		事		業		名			認可年月日
内灘 町 十 地 改 良 区	非 補	助	土	地	改	良	事	業	亚比00年10月07 月
内 攤 町 土 地 改 良 区	(維	持	行	管	理)		平成26年10月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市副都心北部大河 端土地区画整理組合から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年11月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

	作		業		種		類			作	業	期	間		作	業	地	域	
公		4	ţ		i	則		ū	量	平成26	年9	月22	日から	金沢	市大河	端町地	内		
(2	級	基	準	点	測	量)		平成26	年10	月28	日まで						

誤 正

平成24年11月27日発行の石川県公報第12548号中、正誤次のとおり。

ページ	件名	誤	正
2	石川県告示第541号	加賀都市計画道路	加賀都市計画道路
3	石川県百小第541万 	(3・4・30号山代粟津線)	(3・5・30号山代粟津線)

(1箇月2,350円送料とも)